

議案第6号

あきる野市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

令和2年4月1日から新たに健康福祉部に福祉総務課を設置するほか、市民課の市民窓口業務を直営化することに伴い、職員を配置するに当たり、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員定数条例の一部を改正する条例

あきる野市職員定数条例（平成7年あきる野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「356」を「366」に、「460」を「470」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。